

※詳しくは☎にお問い合わせください。

荒尾市任期付職員採用試験を実施します

☎総務課人事給与係
☎ 63-1204

- 試験日 2月23日(日)
- 試験会場 市役所 31号会議室(市役所3階)
- 受付期限 2月10日(月)
※郵送の場合は、10日(月)消印有効です。
- 受付時間 土・日・祝を除く午前8時30分～午後5時15分
- 受験申込方法 申込書に必要事項を記入し、総務課人事給与係まで持参か郵送してください。
※郵送での申込方法など、詳しくは市ホームページの試験案内をご確認ください。
- 試験案内・採用試験申込書の入手方法
 - ①直接取りに行く場合
総務課(市役所2階)・総合案内(市役所1階)・市民サービスセンター
 - ②インターネットで取得する場合
市ホームページにアクセスして、試験案内と申込書(PDF形式)をダウンロードしてください。
※郵便による請求も可。総務課にご確認ください。
- 申込先 〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地
荒尾市役所総務部総務課人事給与係

●職種・受験資格など

職種	採用予定数	職務の概要	受験資格
保育士	1人程度	清里保育園に勤務し、保育士の業務	保育士として都道府県知事の登録を受けている人か、令和元年度に保育士の資格を取得する見込みの人
心理士	1人程度	市長事務部局(すこやか未来課)などに勤務し、心理士の業務	令和2年4月1日時点で、次の①～③のいずれかの資格を有する人 ①公認心理士の資格 ②財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格 ③社団法人日本心理学会が認定する認定心理士の資格
助産師	1人程度	市長事務部局(すこやか未来課)などに勤務し、助産師の業務	助産師の資格を有する人で、助産師経験が1年以上ある人

令和2年度 家屋消毒の申し込みを受け付けます

☎環境保全課環境業務係
☎ 63-1370

【集団消毒事前抽選会】

- 日時 2月20日(木)
- 場所 市役所42・43号会議室(東側別棟)
- 抽選開始時間
午前9時30分(受付:午前9時～)
- 抽選方法 抽選器での抽選。詳しくは行政協力員に配布している用紙でご確認ください。届いていない場合は、問い合わせください。
- 【個人消毒】
個人で申し込む場合は、4月1日(水)から環境保全課で受け付けを開始します。
※家屋消毒は有料です。詳しくは問い合わせください。

区分	受付方法	消毒実施期間
集団消毒	電話での申し込みはできません。 ※行政協力員が地域でまとめて申し込みするものです。	4月6日(月)～9月30日(水) ※平日だけ実施。
個人消毒	電話で申し込みができます。 ※班単位での申し込みは個人消毒になります。	4月6日(月)～9月30日(水) ※平日だけ実施。

注意：抽選器での抽選ですので、受付順で申込日を決めることはありません。

スマートシティプロジェクト 市役所・文化センターにスマートEV充電器を設置しました

☎政策企画課総合政策室
☎ 63-1273

エネルギー(電力)の地産地消を実現し、脱炭素化と経済の好循環を両立する持続的なまちづくりを行うため、市は三井物産(株)などとの連携協定による「次世代自動車などの電動インフラの整備」の推進のため、三井物産(株)と、(株)ジゴワッツが実施するEV(電気自動車)充電器「Ella」を使った充電サービスの実証事業に参加しています。市役所に2基、文化センターに1基のEllaを設置しています。ぜひご利用ください。

●使用方法 「TestFlight」アプリをダウンロード後、充電認証アプリ「PIYO CHARGE」をダウンロードし、Ellaと認証(iOS限定)



- 利用料 無料
- 利用時間 各施設の開庁・開館時間内
- 利用期間 3月31日(火)まで
※実証事業後の活用は、利用状況を踏まえて検討します。



◎EV充電器の設置場所は、青い旗とマークが目印です。

軽自動車などの廃車・名義変更手続きをお忘れなく

☎税務課市民税係
☎ 63-1342

軽自動車税は毎年4月1日現在で登録中の軽自動車(原動機付自転車、小型特殊自動車や二輪の小型自動車)などに課せられます。軽自動車などを廃棄処分、譲渡などの理由で所有しなくなったときは、廃車・名義変更の手続きをしないと、引き続き令和2年度も軽自動車税が課税されます。

●手続きの方法

種別	手続き場所と必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下のバイク (ミニカーを含む)) 小型特殊自動車 (農耕作業用を含む)	市民課 ☎63-1302 ・新規 販売証明書か譲渡証明書と印鑑 ・廃車 標識と印鑑 ・名義変更 譲渡証明書と印鑑 ・番号変更(車体や標識番号) 販売証明書か譲渡証明書と印鑑 ※窓口に来る人の本人確認書類の提示が必要です。
軽四輪乗用 軽四輪貨物	熊本市軽自動車協会 熊本市東区東本町16-3 ☎096-369-7920 ・印鑑 ・住民票 ・標識 ・車検証など ※詳しくは左記の連絡先に問い合わせください。
軽二輪 (126cc～250cc)	
自動二輪 (251cc以上)	九州運輸局熊本運輸支局 熊本市東区東町4-14-35 ☎050-5540-2086

※荒尾市ナンバーの軽自動車などを使用している人で、市外へ転出するときは廃車手続きを行ってください。転出先で車を使用するときは、新たに転出先のナンバーを取得する手続きを行ってください。
※熊本ナンバーの付いた軽自動車などを使用している人で、住所を変更した人は「住所変更の手続き」、車を譲り受けた人は「名義変更の手続き」を行ってください。
※県外で廃車するか県外ナンバーに変更した場合、荒尾市での課税を止める手続きが必要です。軽自動車協会が有料で代行手続きを行っていますが、自己申告もできます。この手続きを行わないと、翌年度以降も引き続き軽自動車税が課税されます。
※所有者が亡くなったときは、新しい所有者への「名義変更の手続き」、使用しないときは「廃車手続き」を行ってください。
※令和2年度軽自動車税の納税通知書は5月上旬に発送予定です。
※令和2年度軽自動車税の減免申請は広報あらか5月号でお知らせします。